

2000 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

第 2 回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 松村良之

第 2 回学会奨励賞につきましては、会員の皆様からご推薦のあった作品とこちらで調べました作品を合わせて、著書部門については 2 冊、論文部門について 18 編を候補とし、選考委員会が厳正かつ慎重に選考いたしました。選考の結果、学会奨励賞（著書部門）には太田勝造会員の『法律：社会科学の理論とモデル』（東京大学出版会）が、学会奨励賞（論文部門）には仁木恒夫会員の「訴訟当事者の訴訟外活動」（立教法学 54 号）、「少額訴訟の審理における対話の活性化」（法社会学 53 号）の 2 編が選ばれました。

『法律：社会科学の理論とモデル』は、東京大学出版会から小林良彰教授をシリーズ・エディターとして出版されている、『社会科学の理論とモデル』のシリーズ全 11 巻の 1 冊であります。本書の特徴は第 1 章によく現れています。本書の第 1 章は、法システムの構造のモデル化であり、社会システムとそれを制御するための法的制御システムと、さらにその内部イメージとしての法の世界という 3 つのモジュールを設定します。そして、その 3 つのモジュールについて次のような主張をします。法的社会制御システムは免役型システムの 1 つである。法命題はミーム（文化的遺伝子）である。法ミームから構成される法の世界は法的制御システムの内部イメージである。法の世界と社会は法的社会制御システムを媒介として共進化する関係にある、というものです。さらに、以上のモデルを前提に、2 章では、ベイズ意思決定論に基づく司法システムの分析が、そして第 3 章では社会秩序現象の説明がなされています。本書は、広く言えば社会システム論の系譜に立つものですが、従前の社会システム論の系譜の議論では説明されていなかった、法的社会制御システムの高階性、自己言及性そして 3 つのモジュールの相互作用（そのことによって例えば法の社会選択過程が生じ、また共進化が生じる）などを説明する、非常に包括的なモデルを提供しています。そのような観点から、本書は、非常にチャレンジングで意欲的な著作であり、法社会学に対するインパクトが大きく、学会奨励賞（著書部門）にふさわしいと判断致しました。

論文部門については、受賞の対象となった 2 つの論文とも、紛争解決プロセスにおいて当事者の主体性の尊重がどのように実現されるべきかという問題関心から研究がなされています。第 1 論文である「訴訟当事者の訴訟外活動」においては当事者の訴訟外活動の訴訟への結合が扱われています。著者は、スコットの隠された台本というアイデアを参考にしつつ、電気工事による失火責任をめぐる紛争事例を自由面接によって分析します。そして、社会関係のうちに広がる文脈との連結または切断の中

で、当事者が法的言説の意味を相対化していく可能性の存在を示しています。第2論文である「少額訴訟の審理における対話の活性化」においては、解雇予告手当紛争をケーススタディとして取り上げ、少額訴訟の対話では「弁論規範に導かれた活性弁論は、当事者に豊富な物語を開陳させる。このふくらみのある弁論の中から、当事者は即興的な、言い分の組み替えの手がかりを探し出し、それが対話にさらに活力を与える」ことを示します。いずれの論文も、民事訴訟制度における当事者の主体的参加の実現という、法社会学の中心課題の一つである民事紛争処理の領域について、理論的にも実践的にも非常に重要な知見を示し、提言を行ったという点で、法社会学に重要な貢献をした論文であり、学会奨励賞（論文部門）にふさわしいと判断いたしました。

受賞の言葉

受賞の言葉——第2回 学会奨励賞（著書部門） 太田勝造（東京大学）

2000年度の学会奨励賞を拙著『社会科学の理論とモデル7・法律』（東京大学出版会・2000年）に対して戴いて、棚瀬孝雄理事長、松村良之選考委員長ほかの関係者の皆様、および、日本法社会学会の会員の皆様に感謝申し上げる次第です。

この「社会科学の理論とモデル」シリーズは、東京大学出版会50周年の記念事業として、小林良彰教授をシリーズ編者として企画されたもので、当初は社会選択論や公共選択論をコアとしたシリーズになる予定でした。その後、著者の範囲を拡大して現在のシリーズ名となったものです。私は当初から執筆陣の一人に加えていただいていたおりましたが、現在のシリーズ名となって非常に書きやすくなりました。おかげで、社会選択論に限らず、進化論、ミーム論、ベイズ意思決定論、情報理論、進化ゲーム論など、社会科学の諸方法を自由に利用できるようになったからです。若干心残りに思うことがあるとすれば、ゲーム論を用いた交渉や紛争の分析の章、および、実態調査データの統計的分析の章など、当初予定していた内容を、紙面の制約の都合で割愛しなければならなくなったことでしょう。

広い意味での「法学」の中で法社会学が周縁的分野と位置づけられるのは、他の学問分野との境界領域にニッチを形成するという学際的研究を法社会学がその本質とする以上、必然的なことかもしれません。しかし、そのような法社会学の地勢上においても、本書のような方法と理論を採用することは、異星人の言葉のように受け取られる虞れが大きく、執筆しながら私は「二十億光年の孤独」を覚悟しておりました。この私の「覚悟」は半ば的中し、半ば外れました。半ば的中したことは、松村選考委員長による「異端の書」とのご評価によって明らかでしょう。私自身、かなりの「奇書」を書いてしまったという「自負」があります。他方、半ば外れたことは、学会奨励賞を戴いたことによって明らかでしょう。なんとなく、個人的な趣味の世界に法社会学を引きずり込んでしまったような後ろめたさを感じなくもありません。

さて、「奨励賞」であるからには、受賞者には今後の研究の抱負を展開する義務が課せられているでしょう。現在従事している研究には、本書で割愛した交渉や紛争の分析や、法意識や紛争行動につい

ての実態調査データの統計的分析があります。ともに学際的な共同研究ですが、前者については教材ビデオのような形でできれば、と考えておりますし、後者については分析がだいぶ進んできて、川島武宜教授の理論の社会科学的再検討となれば、と考えております。これらはいわば継続中の研究ですが、最近さらに力を入れ始めた研究としては、社会規範や社会秩序のゲーム論的な研究があり、とりわけ「確率進化ゲーム論」などを応用して、コンピュータ・シミュレーションを行ってみたいと考えています。進化アルゴリズムの場合、適切な適応度関数を構成できるかが問題で、今の段階では海のものとも山のものとも分からないような状況ですが、もう少しの間かじりついて見ようと思っています。

本書のような「自由奔放」な研究をも暖かく支援して下さる法社会学会の、多様性に対する寛容さと異質に見えるものへの理解力に甘えつつ、私としては「異端のメインストリーム」となれるよう、法解釈学者の幼稚な無理解は意に介することなく、「使えるものは何でも使ってやろう精神」を持ち続けて法社会学研究に精進したいと、学会奨励賞の受賞を期に決意を新たにしている次第です。

受賞の言葉——第2回 学会奨励賞（論文部門） 仁木恒夫（久留米大学）

このたび、拙論「訴訟当事者の訴訟外活動」（立教法学 54 号）および「少額訴訟の審理における対話の活性化」（法社会学 53 号）に対し過大な評価をいただき、第2回の学会奨励賞（論文部門）を賜りましたことを心より感謝いたします。二つの論文はいずれも実態調査に基づく経験的研究です。今回、この二つの論文を作成してはじめて、当事者の紛争行動に対する理解を深める上での、経験的研究の困難と魅力を知ることができました。

まず「訴訟当事者の訴訟外活動」は、訴訟資料と当事者へのインタビュー記録を主要な資料として、経験的分析をこころみたまものです。たしかに当事者の記憶や理解に基づくインタビューは「当事者の紛争行動」の一面を教えてくれる貴重な資料でした。しかし、この研究を進めていく中で、その時その場で展開されている当事者の実践を十分に捉えることはできていないのではないかと、限界を感じるようになり、当事者の紛争過程に同席してそのやりとりを可能な限り記録するという参与観察の方法を模索しました。

「少額訴訟の審理における対話の活性化」は、参与観察の手法による、当事者の会話を主要な資料とした研究です。この研究でわたくしは、経験的研究には地味な記録収集作業を根気強くおこなうことが不可欠であるということ、身をもって学びました。当時勤務していた都内の大学での空き時間を見つけては毎週東京簡易裁判所にかよって、法廷を傍聴しました。記録作成に取り組んでみると、一日に記録作成をおこないながら傍聴ができるのは一件が限度でした。それに、必ずしも当事者が双方出席して審理がおこなわれるわけでもなく、被告欠席のためわずかな時間で簡単に終了する事件も少なくありませんでした。そうして収集できた資料も、研究のために活用できそうな記録として整理できたものは30件を少しこえる程度です。けれども、整理された記録は、一件一件がそれぞれ個性をもって、興味ぶかく思い出されます。そして、その個性が、文献から獲得した理論的枠組を相対化させ、再構成する手がかりをたくさん与えてくれました。

今回の受賞を励みにして、試行錯誤の経験的研究の中で気づいた理論的および経験的な課題を少しずつ

つでも克服していきたいと考えております。まずは、少額訴訟研究の実態調査資料の一部を活用して、私見をさらに展開した研究成果の発表を予定しています。そしてまた、今後もしもできるかぎり現場に出て、多くのことを学んでいきたいと思っております。

最後に、参与観察を許可し、快く資料を提供して、わたくしの研究に協力をしてくださった数多くの紛争当事者、裁判官、裁判所職員の方々に心より感謝を申し上げます。この方々のご協力がなければ、二つの研究とも成立することはありませんでした。